

# みんなで守ろう 洞爺湖町の景観 (最終回)

■問合せ 建設課管理・土木・都市計画グループ(☎ 74-3007)

前回は、沿道景観形成重点区域について掲載しましたが、最終回は、洞爺湖岸景観形成重点区域についてどのような行為が届出の対象となるのか、また、どのような基準があるのかをご説明します

## 1. 洞爺湖岸景観形成重点区域

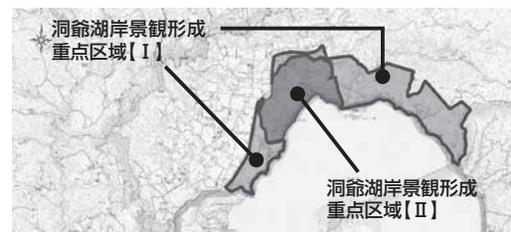
洞爺湖温泉街から湖面越しの羊蹄山などへの眺めは、洞爺湖町の最も重要な観光資源であり、湖岸に面したエリアの建築物および工作物などを適切に誘導し、湖面越しの大切な景観を保全することが必要です。

洞爺湖町旭浦、成香、洞爺町、香川、大原、財田、川東、岩屋地区の洞爺湖岸を「景観形成重点区域」として定めています。

## 2. 洞爺湖岸景観形成重点区域の景観づくりのポイント

- ・洞爺湖岸から羊蹄山や有珠山などの眺めを阻害する建築物などの建設を規制
- ・洞爺湖越しの稜線から突出する建築物、人工物の建設は、その高さや色彩のルールを設定
- ・稜線から突出する建築物は、稜線と調和させる

洞爺湖岸景観形成重点区域図



## 3. 洞爺湖岸景観形成重点区域の届出対象行為

一定規模以上の建物や工作物などを建築する場合は、洞爺湖町景観条例、景観計画により町への届出(工事着手の30日前までに行わなければならない)が必要になります。ここではその一部をご紹介します。

行為の種類		届出対象行為	
		洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】
建築物	新築または移転	高さが10mまたは延べ面積が1千㎡を超えるもの	高さが13mまたは延べ面積が2千㎡を超えるもの
	増築または改築	延べ面積2千㎡を超えるもの ※増改築前の規模が既に2千㎡を超えている、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には対象外(一般区域と同様)	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	新築または移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替え、色彩の変更を行うもの(一般区域と同様)	
工作物	新設または移転	高さ5mを超えるもの(一般区域と同様)	
	物見塔	高さ13mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるもの(一般区域と同様)	

## 4. 洞爺湖岸景観形成重点区域の景観形成基準

・建物や工作物などに色や高さなどの基準を定めており、この基準を守るようお願いしています。ここではその一部をご紹介します(洞爺湖岸景観形成重点区域における「けばけばしい色彩」の範囲(マンセル値による)を示すグラフは、町ホームページで確認できます)

行為の種類	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅰ】	洞爺湖岸景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・配置	建築物、工作物の高さは、原則として10mを超えないようにすること。	建築物、工作物の高さは、原則として13mを超えないようにすること。
色彩の範囲	建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の一つの面における鉛直投影面積)で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。 <b>外壁【けばけばしい色彩の範囲】</b> 明度: 7を超えるもの 彩度: R(赤)、Y R(黄赤)系は7を超えるもの Y(黄)系、G Y(黄緑)、G(緑)、B G(青緑)、B(青)、P B(青紫)、P(紫)、R P(赤紫)は3を超えるもの <b>屋根【けばけばしい色彩の範囲】</b> 明度: 5を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。	

※届出対象行為、景観形成基準について詳しい内容を知りたい人は町ホームページに洞爺湖町景観計画を掲載していますので、そちらをご覧ください。 [http://www.town.toyako.hokkaido.jp/person\\_guide/construction/con002/p013/](http://www.town.toyako.hokkaido.jp/person_guide/construction/con002/p013/)

以上、全6回に渡り、洞爺湖町景観計画について紹介しました。洞爺湖町の景観を守るため、町民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。